

入寮希望の方へ

入寮を希望されている方は、入校選考日の面接時に状況を確認しますので、入校選考日まで
に、次の「入寮に当たっての確認事項」を十分確認しておいてください。

入寮に当たっての確認事項

広島障害者職業能力開発校の入寮に当たっては、次の事項を確認し同意するとともに、「入寮確認書」を提出し、承認された方のみ入寮を許可します。

1 入寮条件

- (1) 遠隔地で通校が困難な方または、障害により公共交通機関等による通校が困難な方
- (2) 現状の寮施設・設備の中で他者に迷惑をかけず、自立した生活及び健康管理ができる方
- (3) 保証人を立てることができる方

保証人とは、緊急時などに連絡や対応ができ、入寮継続が難しい場合には、入寮予定者の身柄を引き取れる方です。また、保証人は、寮維持費等について、10万円を限度として、入寮予定者と連帯して納付します。

- (4) 本校が指定した閉寮期間（月2回程度）に帰省できる方

総合実務科（チャレンジコースを除く）の訓練生については、原則毎週土日及び国民の祝日も帰省できる方

2 注意事項

- (1) 寮則及び指示事項を厳守すること。
- (2) 次の場合は寮の使用を停止すること。
 - ・ 伝染性の病気（インフルエンザ等）にかかった場合又は疑いがある場合
 - ・ 体調悪化等により、寮での自立した生活及び健康管理に困難な状況が生じた場合（寮には専門の医療スタッフはいません。）
 - ・ 懲罰事象を起こし、寮の使用停止を命じられた場合
- (3) 保証人を明確にし、緊急時などの対応を依頼しておくこと。
- (4) 本校が指定した期日までに、寮維持費等の必要経費を支払うこと。